

## 探偵業を営もうとする方へ

---

### 探偵業とは

他人の依頼を受けて、特定人の所在、行動について面接による聞き取り、尾行、張り込み等の実地の調査を行い、その結果を依頼者に報告する業務を行う営業のことです。

ただし、専ら報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものは除かれます。

---

下記のいずれかに該当する方は、探偵業を営むことはできません。(欠格事由)

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁固以上の刑に処せられ、又は探偵業の業務の適正化に関する法律(以下、探偵業法という。)の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に探偵業法第15条の規定による処分に違反した者
- 4 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者(精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
- 6 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から5又は下記7のいずれかに該当する者
- 7 法人でその役員のうち上記1から5のいずれかに該当する者があるもの

## 探偵業の届出

### 1 開始届出

探偵業を始めるには公安委員会（営業所ごとに所在地を管轄する警察署）へ届出が必要です。

開始の届出に必要な書類は以下のとおりです。

提出期限	探偵業を開始する日の前日まで	
提出先	営業所の所在地を管轄する警察署	
必要書類	個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業開始届出書（別記様式第1号）</li> <li>2 履歴書</li> <li>3 住民票の写し（本籍記載（外国籍の方は国籍記載）のもので、個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）</li> <li>4 誓約書（探偵業法第3条第1号から第6号に該当しないことを誓約する書面（個人届出用））</li> <li>5 身分（元）証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書） <ul style="list-style-type: none"> <li>※本籍地の役所で交付が受けられます。</li> <li>※外国籍の方は不要です。</li> </ul> </li> </ol> <p>【届出者が未成年の場合は下記の書類も必要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 探偵業に関し営業の許可を受けている未成年者である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人の氏名及び住所を記載した書面</li> <li>・当該営業の許可を受けていることを証する書面</li> </ul> </li> <li>(2) 探偵業に関し営業の許可を受けていない未成年者である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人に係る上記2から5までの書類</li> </ul> </li> </ol>
	法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業開始届出書（別記様式第1号）</li> <li>2 定款の謄本</li> <li>3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>4 役員全員の <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 履歴書</li> <li>(2) 住民票の写し（本籍記載（外国籍の方は国籍記載）のもので、個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）</li> <li>(3) 誓約書（探偵業法第3条第1号から第5号に該当しないことを誓約する書面（法人役員用））</li> <li>(4) 身分（元）証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）</li> </ol> </li> </ol>

## 2 変更届出

下記届出事項に変更が生じたときは公安委員会へ変更の届出が必要です。

- ・ 商号、名称又は氏名及び住所
- ・ 営業所の名称及び所在地並びに営業所の種別
- ・ 広告又は宣伝をする場合に使用する名称
- ・ 法人の場合は、役員の就任退任、役員の氏名及び住所

変更の届出に必要な書類は以下のとおりです。

提出期限	変更の日から10日以内 (届出書に登記事項証明書を添付する必要がある場合は20日以内) ※日数は変更の日の翌日から起算	
提出先	営業所の所在地を管轄する警察署	
必要書類	商号、名称 又は氏名及 び住所	<p>【個人の氏名、住所の変更】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業変更届出書(別記様式第3号)</li> <li>2 住民票の写し(本籍記載(外国籍の方は国籍記載)のもので、個人番号(マイナンバー)が省略されたもの)</li> </ol> <p>【法人の商号、住所】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業変更届出書(別記様式第3号)</li> <li>2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> </ol>
	営業所の名 称及び所在 地並びに営 業所の種別	探偵業変更届出書(別記様式第3号)
	広告又は宣 伝をする場 合に使用す る名称	探偵業変更届出書(別記様式第3号)
	法人役員の 就任退任、 役員の氏名 及び住所	<p>【役員の就任】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業変更届出書(別記様式第3号)</li> <li>2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> <li>3 就任する役員の             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 履歴書</li> <li>(2) 住民票の写し(本籍記載(外国籍の方は国籍記載)のもので、個人番号(マイナンバー)が省略されたもの)</li> <li>(3) 誓約書(探偵業法第3条第1号から第5号に該当しないことを誓約する書面(法人役員用))</li> <li>(4) 身分(元)証明書(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)</li> </ol> </li> </ol> <p>【役員の退任】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業変更届出書(別記様式第3号)</li> <li>2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> </ol> <p>【役員の氏名及び住所】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 探偵業変更届出書(別記様式第3号)</li> <li>2 当該役員の住民票の写し(本籍記載(外国籍の方は国籍記載)のもので、個人番号(マイナンバー)が省略されたもの)</li> </ol>

### 3 廃止届出

探偵業を廃止したときは公安委員会へ廃止の届出が必要です。

廃止の届出に必要な書類は以下のとおりです。

提出期限	探偵業の廃止の日から10日以内
提出先	営業所の所在地を管轄する警察署
必要書類	探偵業廃止届出書（別記様式第2号）